

IATF16949:2016への改訂概要と 新VDA6.3(改訂3版)への対応

……16949:2016改訂時にも判明したVDAの影響力の増大……

発表の主旨

自動車業界における品質マネジメントシステム規格であるISO/TS16949(2009年版)が2016年10月に改訂された。この改訂により、ISO/TS16949認証取得企業は1年11ヶ月後の2018年9月14日までに新規格への更新を迫られている。規格改訂の際に名称がISO/TS16949からIATF16949に変更され、刊行もベースであるISO9001の条文を掲載しない形態に変わったため、ユーザーはISO9001とIATF16949を個別に購入することとなった。これは16949規格を審議して発行しているIATF(国際自動車産業特別委員会)が自らの裁量をISO(国際標準化機構)に対して増大させる意図があると考えられる。

また、今回改訂された16949規格には今まではVDA(ドイツ自動車工業会)規格のみで要求されていたVDA独自の内容がいくつか新規に追加されている。このことからIATF内での2大勢力である米国BIG3(GM、FORD、CHRYSLER)とドイツ勢(VW、BMW、DAIMLER)の間のパワーバランスが変化し、従来よりもドイツ勢の影響力が強まってきていることが予測される。

一方、来月(2016年12月)には16949規格の要求事項の実施を前提としているVDAの要求である6.3規格(プロセス監査)も第3版に改訂される予定である。VDA6.3規格は内部監査とサプライヤー監査(外部監査)を実施する際に確認すべき内容が定められたドイツ自動車業界からの要求であり、VDA規格を要求する顧客と取引する企業では必須である。

本発表は改訂された16949規格の概要を紹介するとともに、近年VW社の世界一戦略とも相まって日本の自動車部品会社にも多くの引き合いを出してきているドイツ自動車業界の要求であるVDA6.3規格の第3版改訂時の変更内容の概要等を紹介することにより、対応を迫られている日本の自動車部品業界の一助となることに資するものである。

発表者の紹介

氏名	畑澤 馨 主任コンサルタント
専門分野	VDA規格、ISO/TS16949、ISO9001、ISO14001、OHSAS18001、生産管理、購買など
コンサルティング歴	自動車部品製造業の大企業・中堅企業にて、各種VDA規格(VDA6.3プロセス監査、6.5製品監査、19.2組立における技術的清浄度、等)に基づくシステムの導入支援にかかわるコンサルティング、及び研修に従事。製造業、建設業、運輸・物流業、商社、官公庁、その他サービス産業の中堅・中小企業数十社にて、各種マネジメントシステム(ISO9001、ISO/TS16949、ISO14001など)の導入支援にかかわるコンサルティング、及び研修に従事

1. はじめに

(1) ISO/TS16949から IATF16949 へ

自動車業界における品質マネジメントシステム規格であるISO/TS16949(2009年版)が、当初の発行予定である2016年12月から2ヶ月はやく2016年10月1日(土)に名称をIATF16949に変更して初版として発行された(※日本語版は3日後の10月4日に発行された)。この新発行により、既存のISO/TS16949認証取得企業は1年11ヶ月後の2018年9月14日までに新規格への移行を迫られている。ISO/TS16949からIATF16949への名称変更に伴い、刊行もベースであるISO9001の条文を掲載しない形態に変わったため、ユーザーはISO9001とIATF16949を個別に購入することとなった。これは16949規格を審議して発行しているIATF(国際自動車産業特別委員会)が自らの裁量をISO(国際標準化機構)に対して増大させる意図があると考えられる。

また、IATF16949初版には今まではVDA(ドイツ自動車工業会)規格のみで要求されていたVDA独自の内容がいくつか新規に追加されている。このことからIATF内での2大勢力である米国BIG3(GM、FORD、CHRYSLER)とドイツ勢(VW、BMW、DAIMLER)の間のパワーバランスが変化し、従来よりもドイツ勢の影響力が強まってきていることが分かる。

(2) VDA6.3規格の改訂

一方、来月(2016年12月)には16949規格の要求事項の実施を前提としているVDAの要求である6.3規格(プロセス監査)も第3版に改訂される予定である。VDA6.3規格は内部監査とサプライヤー監査(外部監査)を実施する際に確認すべき内容が定められたドイツ自動車業界からの要求であり、VDA規格の適用を要求する顧客と取引する企業では必須である。VDA6.3規格の改訂は当初2017年の予定だったが、半年ほど前に2016年12月の発行に繰り上げられた。これに伴ってVDA6.3規格と16949規格の改訂予定時期がどちらも12月となり、両規格に対応せざるを得ない組織(VDA6.3を要求する顧客と取引中の16949認証取得企業など)の負荷が高まることが心配された。結果的にIATF16949の新発行も2016年10月1日に2ヶ月ほど早められたが、これはVDA6.3規格の改訂予定時期の12月と重なることを避けるためにVDAがIATFに働きかけた結果であると考えられる。

2. 新16949(IATF16949)の変更概要

新規に追加された条項に焦点を絞り、顧客固有要求事項(以下CSR)に該当するVDAやVW社からの要求事項にも言及しながらIATF16949での変更内容の概要を紹介する{本稿末の表1目次(抜粋)も参照のこと}。下記の「※コメント」欄には本稿執筆者のコメントやIATFの解説を記述した。下線の箇所は、従来からVDA規格で要求されている独自の内容がIATF16949初版において追加された部分であることを示している。

(1) 新規に追加された主な条項

①4.4.1.2 製品安全

製品安全に関連する製品と製造工程をマネジメントするために文書化したプロセスを持たねばならない。

このプロセスには以下を含まねばならない。

- a) 法令・規制の製品安全の要求事項の特定
- b) a)項の要求事項の顧客からの注意
- c) DFMEA の特別な承認
- d) 製品安全特性の明確化
- e) 安全関連の製品特性と製造時の特性の明確化及び管理手段
- f) コントロールプランと PFMEA の特別承認
- g) アクションプランの定義
- h) トップマネジメントを含め、明確にされた責任、上申プロセス及び情報フローの定義、並びに顧客への通知
- i) 製品安全に関係するプロセスに関与している要員に対する特別な訓練
- j) 製品又はプロセスの変更は、プロセス又は製品の変更から生じる製品安全に対する潜在的な影響の評価を含んだ、実施前の承認。
- k) 顧客指定の供給者を含む、サプライヤーに対する製品安全に関する要求事項の伝達
- l) 最低限、サプライチェーンを通じたロットのトレーサビリティ
- m) 新製品導入に対する学んだ教訓 【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

本項に関して PL 法を順守するための活動を定めて実施しているのみの企業も多いが、IATF16949 は上記 a)~m)を網羅した管理手順の文書化と運用を求めている。i)の「上申プロセス及び情報フローの定義」は VDA6.3 のプロジェクトマネジメントに関する内容(P2.7 項)の中で以前から要求されていたものを IATF16949 初版発行時にも追加されたと考えられ、同じく m)の「学んだ教訓」も VDA6.3 の製造フィージビリティ(P3.2 項)や FMEA(P4.9 項)に関する内容の中で以前から要求されているものが今回の IATF16949 新版発行に際して追加されたと考えられる。

また、製品安全に関してはフォルクスワーゲングループ(VW、AUDI、PORSCHE)が PSB(製品安全責任者)の各製造サイト1名以上の認定と活動の実践を 2015 年 5 月頃から要求し始めた。認定された PSB の氏名は VW 社のデータベースに登録されるが、認定要件を満たすには VDA 又はライセンシー(注1)による PSB 養成研修(2 日間研修)を修了しなければならない。本項が IATF16949 に新規追加されたのは、製品安全に対する自動車業界における世界的なニーズの高まりが大きな要因の1つであると考えられるが、特に PSB(製品安全責任者)の各製造サイト 1 名以上の設置を求めているフォルクスワーゲングループの意向が反映されたものであるとも考えられる。

注1:ライセンシーとは VDA と公式なライセンス契約を締結した組織のことであり、全世界に英国の SMMT 等およそ25存在する。その中にはなんと、自動車業界では有名なコアツールと呼ばれる手法(APQP、PPAP、FMEA、MSA 等)の参照マニュアルを発行している米国 BIG3 傘下の AIAG も加わっており、AIAG は VDA のライセンシーの1組織でもある。このこ

とも、米国 BIG3 に比してドイツ勢の影響力が強まってきていることの出の1つであると考えられる。

各国のライセンシーでは VDA 公式研修の母国語及び/又は英語での開催並びに各種 VDA 規格の販売を行っているが、どのライセンシーで VDA 研修を受講しても有効な修了と認められる。日本のライセンシーは(一社)中部産業連盟(以下、中産連)であるが、中産連では日本語での VDA 研修と日本語に翻訳した VDA 規格の販売をしている(本稿末の資料1参照)。

②5.1.1.1 企業責任

企業責任の方針を定め、実施せねばならない。これには最低限、賄賂防止方針、従業員行動規範及び倫理上申方針(内部告発の方針)を含める。 【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

IATF は社会的及び環境的な問題において改善された誠実さに対して現在増加している市場及び政府の期待に取り組むため、本項の要求事項を採用した。

③5.1.1.3 プロセスオーナー

トップマネジメントはプロセスに関連するアウトプットをマネジメントする責任を持つプロセスオーナーを特定しなければならない。プロセスオーナーはその役割を理解し、役割を実行する力量をもたねばならない。 【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

IATF は、プロセスオーナーが自分の役割を理解して力量があることを、経営者が理解して確実にするために、この要求事項を採用した。

④6.1.2.1 リスク分析

組織は最低限、製品リコールから学んだ教訓、製品監査、市場回収・修理、苦情、スクラップ及び手直しをリスク分析せねばならない。

リスク分析の証拠として記録を維持せねばならない。 【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

「学んだ教訓」は VDA6.3 の製造フィージビリティ(P3.2 項)や FMEA(P4.9 項)に関する内容の中で以前から要求されているものが今回の IATF16949 新版発行に際して追加されたと考えられる。リスクの特定に関するアプローチは自動車業界では新しいものではないが、IATF は組織に自動車業界に関連する特定のリスクを考慮させるために上記の要求事項を採用した。

⑤7.2.3 内部監査員の力量

CSR を考慮に入れて、組織は内部監査員が力量をもつことを検証するプロセスをもたねばならない。監査員の力量に関する追加手引きとして ISO19011 を参照する。有資格の内部監査員リストを維持せねばならない。

すべての QM システム監査員、製造工程監査員及び製品監査員は最低限、次の力量を証明できねばならない。

- a) 監査に対する自動車業界プロセスアプローチの理解、これはリスクに基づく考え方を含む
- b) 該当する CSR の理解
- c) 監査範囲に関連する、該当する ISO9001 と IATF16949 の要求事項の理解
- d) 監査範囲に関連する、該当するコアツールの要求事項の理解
- e) 計画、実施、報告及び監査初見の完了方法の理解

工程監査員はさらに監査対象となる該当工程の PFMEA といったような工程リスク分析及びコントロールプランを含んだ専門的理解を証明せねばならない。製品監査員は製品適合性を検証するために、製品要求事項の理解及び該当する測定/試験設備の使用に関する力量を証明せねばならない。

力量獲得のための教育訓練がなされる際には、上記の要求事項を備えたトレーナーの力量を証明する記録を維持せねばならない。

内部監査員の力量の維持/改善は、次によって証明せねばならない。

- f) 組織が規定する、年間最低回数の監査実施
- g) 内部の変化(工程技術や製品技術など)及び外部変化(ISO9001、IATF16949、コアツール、CSR など)に基づく、該当する要求事項の知識の維持 【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

内部監査員の力量に関しては旧規格 ISO/TS16949 でも審査の際に指摘が出されることがあった。今回の IATF16949 初版では上記のように内部監査員が保有すべき力量項目を明確にしている。ちなみに VDA6.3 規格によるプロセス監査の実施を要求する顧客(主にドイツ勢)は内部プロセス監査員であっても VDA が認定した公式のプロセス監査員研修の修了を求めており、更に VW 社は製品監査員に対しても VDA が認定した公式の製品監査員研修の修了を求めている。

⑥7.2.4 第三者監査員の力量

組織は第三者監査員を実施する力量を証明せねばならない。第三者監査員は、監査員資格を得るために CSR を満たし、次の理解を含む最低限の力量を証明せねばならない。

- a) 監査に対する自動車業界プロセスアプローチ、これはリスクに基づく考え方を含む
- b) 該当する CSR と組織固有の要求事項
- c) 監査範囲に関連する、該当する ISO9001 と IATF16949 の要求事項
- d) PFMEA とコントロールプランを含んだ監査対象となる製造工程
- e) 監査範囲に関連する、該当するコアツールの要求事項
- f) 計画、実施、監査報告の準備及び監査初見の完了方法 【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

第三者監査員の力量は社外の組織であるサプライヤーに影響を及ぼすという点で内部監査員の力量よりも重要である。今回の IATF16949 初版では上記のように第三者監査員が保有すべき力量項目を明確にしている。第三者監査員に対して VDA6.3 規格によるプロセス監査の実施を要求する顧客(主にドイツ勢)は VDA 認定の公式プロセス監査員研修の修了と認定試験(計5日間)の合格までも求めている。

⑦8.3.2.1 設計・開発の計画—補足

組織は設計・開発プロセスに影響を受けるすべての組織内の利害関係者及び、必要に応じてサプライチェーンを含むことを確実にせねばならない。そういった部門横断アプローチを使用する領域の例には次がある。

- a) プロジェクトマネジメント(APQP 又は VDA-RGA など)
 - b) 製品設計と製造工程設計活動(DFM や DFA など)
 - c) 製品設計リスク分析(FMEA)の実施とレビュー
 - d) 製造工程リスク分析の実施とレビュー(FMEA、工程フロー、コントロールプラン及び標準作業指示書など)
- 【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

VDA-RGAはVDA出版物の1つである。RGAとはドイツ語の略号であり、英語表記ではMLAとなり、Maturity level assuranceが正式名称である。邦訳した書籍名は「新規部品の成熟度保証」であり(本稿末の資料1の(2)⑧参照)、2日間のVDA公式研修を開催している{巻末の資料1の(1)⑤参照}。

⑧8.3.2.3 組込みソフトウェアをもつ製品の開発

〈条文は省略〉

※コメント:

この要求はECUやナビゲーションシステムといった「ソフトウェアをインストールして出荷する製品」の開発に対するものである。本項の内容を包含した規格としてISO26262やオートモーティブSPICEが存在しており、該当製品を開発している企業では既に顧客からどちらかの実施を要求されている。オートモーティブSPICEはVDAも出版している。

⑨8.4.1.2 供給者選定プロセス

組織は文書化した供給者選定プロセスをもたねばならない。選定プロセスには次を含まねばならない。

- a) 供給者の製品適合性、及び顧客に対する供給の継続に関するリスク評価
- b) 品質と納入パフォーマンス
- c) 供給者のQMシステムの評価
- d) 部門横断的意思決定
- e) 該当する場合、ソフトウェア開発能力評価

〈以下、略〉

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

供給者の選定項目に上記a)~e)等を含めること等の要求が新規追加された。IATFはこの新規追加の意図を「CSRの要求事項の削減」として解説している。

⑩8.4.2.3.1 自動車製品に関するソフトウェア又は組込みソフトウェアをもつ製品

〈条文は省略〉

※コメント:

この要求はソフトウェア自体や ECU やナビゲーションシステムといった「ソフトウェアがインストールされた購買製品」に対するものであり、供給者のソフトウェアの開発能力の評価に関する要求事項が新規に追加された。ソフトウェアの開発能力を保証するための規格として ISO26262 やオートモーティブ SPICE が存在するが、オートモーティブ SPICE は VDA も出版している。

⑩8.4.2.4.1 第三者監査

組織は第三者監査プロセスを供給者の管理方法に含まねばならない。第三者監査は次に対して使用してもよい。

- a) 供給者のリスク評価
- b) 供給者の監視
- c) 供給者の QM システム開発
- d) 製品監査
- e) 工程監査

〈以下、略〉

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

CSR における第三者監査の要求事項に合わせるために新規追加したと IATF は解説している。VDA は第三者監査の規格として 6.3 プロセス監査規格を有しており、VDA を支持する顧客(主にドイツ系)は公式研修合格者による 6.3 規格に基づいた第三者監査の実施を要求している

⑫8.4.3.1 外部提供者に対する情報一補足

〈条文は省略〉

※コメント:

サプライチェーンに対して主要な情報(すべての法規制や特殊特性など)を提供することを要求している。VDA6.3 では P5.2 項に類似した要求があるが、こちらは伝達したことのトレースまで要求している。

⑬8.5.1.4 シャットダウン後の検証

計画的又は非計画的なシャットダウン後に、組織は製品が要求事項に適合することを確実にするために必要な処置を定義し、実施せねばならない。

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

シャットダウン後(生産停止後など)の製品検証方法の定義とその実施の要求が新規に追加された。マシン停止後にそのマシンで作った製品の品質確認等を行えばよい。

⑭8.5.6.1.1 工程管理の一時的変更

組織は検査、測定、試験及びポカよけ装置を含む工程管理のリストを特定、文書化、維持せねばならない。

組織は代替管理方法の使用を運用管理するプロセスを文書化せねばならない。

〈以下、略〉

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

本項は顧客が経験した問題に取り組むために新規追加されたと IATF は解説している。

⑮8.6.1 製品及びサービスのリリース

組織は製品及びサービスの要求事項が満たされていることを検証するための計画した取り決めがコントロールプランを網羅し、かつコントロールプランに規定されたように文書化されていることを確実にせねばならない。

〈以下、略〉

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

コントロールプランと整合した工程管理の確実化のために強化された要求であるが、内容的には以前から実施されているものであり、特に新しくはない。

⑯8.7.1.2 不適合製品の管理—顧客規定のプロセス

組織は不適合製品に関して該当する顧客規定の管理に従わねばならない。

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

内容は至極当然のことであるが、これに該当する CSR を削減するために新規追加された条項であると IATF は解説している。

⑰8.7.1.7 不適合製品の処分

組織は手直し又は修理不可能な不適合製品の処分に対する文書化したプロセスをもたねばならない。要求事項を満たさない製品に対し、スクラップされる製品が廃棄される前に使用不能状態にされていることを検証せねばならない。

組織は事前に顧客の承認をとらずに、不適合製品をサービス又は他の使用に流用してはならない。

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

ISO9001 の 2015 年版 8.7.1 項及び顧客問題に対処するために新規追加された要求であると IATF は解説している。

⑱9.3.1.1 マネジメントレビュー—補足

マネジメントレビューは少なくとも毎年実施されねばならない。

〈以下、略〉

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

本項は新規追加された最小限の要求事項であると IATF は解説している。内容的にはどの企業でも実施されている至極当然のことである。

⑲9.3.3.1 マネジメントレビューからのアウトプット—補足

トップマネジメントは顧客のパフォーマンス目標が達成されていない場合、アクションプランを文書化して実施せねばならない。

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

顧客要求事項が満たされない場合にアクションがとられることを確実にするために新規追加された要求であると IATF は解説している。

⑩10.2.5 ワランティー補償管理システム

製品にワランティー補償を要求される場合、ワランティー補償プロセスを実施しなければならない。NTF(no trouble found)を含めて、そのプロセスにワランティー補償部品の分析方法を含めねばならない。顧客が定めた場合、顧客の要求するワランティー補償管理プロセスを実施せねばならない。

【IATF16949:2016 参考】

※コメント:

NTF(no trouble found)は「不良返却部品だが社内検査では合格してしまう等、トラブルの原因が発見できない」事象などのことだが、従来の ISO/TS16949 にはこの要求は存在せず、VDA6.3 第2版の P7.5 項のみで要求されていた。それが今回 IATF16949 の本項に追加され、反対に新 VDA6.3 第3版の原案(イエローブック)からはなくなっている。つまり、NTF の要求が VDA 規格の枠を飛び越え、より広範に自動車業界全体に影響を与える IATF16949 に移動したのである。これも IATF 内でのドイツ勢の影響力が米国 BIG3 に比して強まってきていることの表出の1つであると考えられる。

3. VDA6.3 の改訂概要

2016年12月16日に改訂予定の VDA6.3 第3版の英文原案(イエローブック)の pdf データは VDA の HP から誰でも入手可能(本稿執筆時点)だが、内容に関して VDA に意見を述べることはできるのはライセンシーや VDA から認定されたプロセス監査員(認定試験の合格者)の中で VDA ディスカッションフォーラムに登録した者に限られる。本稿発表時(2016年11月15日)は正規の第3版が未発行であるため、詳細な内容を記述することは避けておく。英文原案の日本語訳文のチェック時に改訂内容を確認したところ、下記のように基本的にはスリム化の方向でだと考えられる。ただし、下記の内容はあくまで原案段階における変更概要の紹介であり、正規の第3版発行時には多少の変更があることは了承いただきたい。

(1) 変更概要

① 質問表の数の減少

質問表の数が 60 から 57 に合計3つ減少した(本稿末の資料2参照)。

- a) P4「製品及びプロセス開発の計画」の質問表が9から7へ2つ減少した。
- b) P7「顧客サポート」の質問表が6から5へ1つ減少した。

② 質問表の表題において目立った変更

以下が質問表の表題の変更に関連した要求内容の変更点の概要である。これ以外に各質問表における要求事項(いわゆる「最低限の要求事項」)の内容において多数の変更が存在する。ここではその詳細を述べることはできないが、基本的に内容は要求がスリム化されていると考えてよい。

a)P2「プロジェクトマネジメント」における変更概要

- ・プロジェクトの変更管理に関する2つの質問表(旧 2.4 項と 2.5 項)が1つにまとめられた(新 2.6 項)。
- ・QM 計画(信頼性試験、機能試験などの計画)の管理が P2 段階ではなくなり(旧 2.6 項)、代わりにプロジェクトの調達活動の適合性管理の要求に変更された(新 2.4 項)。
※QM 計画に関する要求自体が 6.3 規格からなくなったわけではなく、依然として P3「設計及び開発の計画」段階(新 3.2 項の実施例)に記述がある。
- ・先行製品品質計画の適合性管理が質問表の表題に明記された(新 2.4 項)。

b)P3「設計及び開発の計画」における変更概要

- ・調達製品及びサービスに対する QM 計画の要求(旧 3.5 項)がなくなり、代わりに顧客サポートに対する計画活動の要求が加わった(新 3.4 項)。

c)P4「設計及び開発の実施」における変更概要

- ・開発計画(P3)で計画したことの実施の要求(旧 4.2 項)がなくなった。
- ・仕入先の新製品立ち上げ計画の進捗管理に関する開発部門に対する要求(旧 4.8 項)がなくなった。

d)P7「顧客サポート / 顧客満足 / サービス」における変更概要

- ・NTF(no trouble found)の要求(旧 7.5 項)がなくなり、IATF16949 の「10.2.5 ワランティー補償管理システム」に追加された{本稿2(1)㉔で既出}。

③ 質問表の形式の変更(本稿末の資料3参照)

質問表から参考資料の欄がなくなり、各要素(P2～7)に対する VDA 出版物の関連は巻末の「概要マトリックス」(資料3の3参照)にまとめられた。

④ その他

用語の定義が充実し、従来の数個から拡張され、約60の用語が定義されている。

4. 改訂への対応方法の概要

(1)16949 の移行対応

IATF の HP(<http://iatfglobaloversight.org/content.aspx?page=IATF ISO/TS 16949 Revision Workgroup News>)からダウンロードできる下記の英文資料等の内容に従い、ISO/TS16949 認証取得済の各企業は新規格発行から1年11か月後の2018年9月14日までにIATF16949への移行を完遂する必要がある。

- ・IATF16949 Transition Strategy(発行日:2016年8月10日)
- ・IATF Press Release(発行日:2016年8月9日)
- ・IATF Supplemental Bulletin(発行日:2016年8月9日)

移行の受審パターンは一般的には①ISO9001の2015年版への移行審査を先行して受審し、その後にIATF16949へ移行する方法と②ISO9001の2015年版とIATF16949の移行審査を同時に受審する方

法がある。どちらを選ぶかは認証範囲の製造サイトと製品(自動車関連とそれ以外)を考慮して各企業が自由に決めればよい。しかし、IATF が「2017 年 9 月末までしか ISO/TS16949 の定期審査を実施しない」、即ち「2017 年 10 月以降は IATF16949 の審査しか実施しない」旨を公表しているので、本稿発表時の 2016 年 11 月中旬時点で既に今年度の定期審査を終えた企業が①の方法で移行するには「通常の定期審査の時期以外の 2015 年版への移行審査」を特別に追加で受審することになるが、特別移行審査を避けたいのなら②を選択すればよい。ISO9001 と IATF16949 を同時に移行しても、本稿の 2 章で既述した IATF16949 の新規追加内容がそれほど多くないことから分かるように、適正な計画のもとに妥当な準備がなされれば、同時移行の受審時の負荷は甚大ではないと考えられる。

(2) VDA6.3 第3版への対応

VDA6.3 第3版への対応とは「内部プロセス監査および外部プロセス監査(仕入先へのプロセス監査)を改訂された第3版で実施して監査報告書を作成した上で、VDA 規格への適用を要求する顧客の監査に大きな問題なく合格すること」と考えられる。当連盟では VDA6.3 プロセス監査研修を偶数月(2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月)に開催しているが、第3版での研修を 2017 年 2 月の公開研修から開始する計画である。

① 企業内での対応

VDA6.3 第3版に対するギャップ分析を実施し、明確になった必要な処置(手順の修正など)を改善した上で新規格での内部プロセス監査を行い、VDA 規格への適用を要求する顧客の監査に備えることになる。VDA6.3 第3版に基づく内部プロセス監査を実施するためには、既存の 6.3 内部監査員(VDA6.3 第2版の監査員)を新 VDA6.3 規格(第3版)の監査員に更新しなければならない。この更新に対しては 2016 年の年末にかけて VDA-QMC から何らかの通達(1 日か2日間の更新研修など)があることが予想される。

② 外部への対応

a) 仕入先へのプロセス監査の実施

VDA6.3 第3版に基づく外部プロセス監査(仕入先へのプロセス監査)を実施しなければならない。そのためには上記①と同様に既存の 6.3 外部監査員(VDA6.3 第2版の監査員)を新 VDA6.3 規格(第3版)の監査員に更新しなければならない。

b) 顧客によるプロセス監査への対応

顧客のプロセス監査員も同様に新 VDA6.3 規格(第3版)の監査員に更新されなければならないが、顧客の監査員が更新されるのは早くても 6 か月程度はかかると予想されるので、当面は現状通り旧 VDA6.3(第2版)での顧客監査を受けることになる。顧客監査の内容が新 VDA6.3 規格(第3版)に切り替わる前に、社内の対応(しくみの改善と運用等)を終える必要がある。

5. おわりに

以上、IATF16949 に対する VDA の影響を強調して述べてきたが、IATF16949 初版において内容的に特に新規性が高い追加条項は「4.4.1.2 製品安全」と「10.2.5 ワランティ―補償管理システム」(NTF の新規追加等)だと考えられる。IATF16949 に対応せざるを得ない企業にとって本稿が少しでも有益な情報を提供できれば幸いである。本稿の VDA 規格に関する部分は現在ドイツ系顧客と取引のない企業にとっては関心が低いと考えられるが、VW 社の世界一戦略とも相まって近年ドイツ自動車業界が日本の自動車部品会社にも多くの引き合いを出してきているため、どの企業にも VDA 規格への対応を迫られる可能性はある。ある企業は一般的な展示会に出品した自社製品に対してドイツ系自動車部品会社から当然の引き合いが来て、取引の前提として 6.3 規格に基づくプロセス監査を受けさせられた。またある企業は 10 年以上取引のある日系大手企業から当然 VDA6.3 に基づく第三者監査での好成績での合格を言い渡され、対応に追われている。ドイツ系自動車関連企業が日系企業に対して VDA6.3 に基づくプロセス監査を本格的に要求し始めて 4 年ほど経過するが、昨今は日系企業の中でも取引条件に VDA6.3 プロセス監査の好成績を要求する企業が出始めたのである。本稿が VDA 規格の対応を迫られている日本の自動車部品業界の一助となれば幸いである。

以上

資料1「中産連で開催している VDA の日本語研修と販売中の日本語規格」

(1) 開催中の VDA 公式日本語研修

- ① VDA6.3 プロセス監査員養成研修(5日間)
- ② VDA6.3 プロセス監査員更新研修(2日間)
- ③ VDA6.5 製品監査員養成研修(1日間)
- ④ VDA2 生産プロセス及び製品承認(PPA)研修(1.5日間)
- ⑤ VDA 新規部品の成熟度保証(MLA)研修(2日間)
- ⑥ VDA 頑健な生産プロセス(RPP)研修(1日間)
- ⑦ VDA19.1 技術的清浄度の検査(1.5日間)
- ⑧ PSB(製品安全責任者)養成研修(2日間)
- ⑨ 16949 監査員養成研修(3日間+試験1日)
- ⑩ 16949 監査員更新研修(2日間+試験1日)

(2) 中産連で販売している VDA 規格の日本語版

- ① VDA 6.3 プロセス監査(Process Audit) A5 版 約 180P
- ② VDA 6.5 製品監査(Product Audit) A5 版 約 40P
- ③ VDA 6 監査の基本(Basis of Audit) A5 版 約 50P
- ④ VDA 1 文書化及び記録保存(Documentation and archive) A5 版 約 35P
- ⑤ VDA 2 製品及びプロセス承認 (Approval product and process) A5 版 約 55P

- ⑥ 市場故障分析(Field Failure Analysis) A5版 約60P
- ⑦ 頑健な生産プロセス(Robust Production Process) A5版 約190P
- ⑧ 新規部品の成熟度保証(Maturity level assurance for new parts) A5版 約90P
- ⑨ 製品及びプロセスFMEA(System and process FMEA)
- ⑩ VDA 19.1 技術的清浄度の検査、A5版 約300P
- ⑪ VDA 19.2 組立における技術的清浄度、A5版 約200P
- ⑫ VDA 5 測定プロセス能力、A5版 約70P
- ⑬ VDA 5.1 車体製造におけるトレーサブルなインライン計測、A5版 約90P
- ⑭ VDA 5.2 ボルト締結のトルク検査に対する測定プロセス能力、A5版 約50P
- ⑮ VDA 4 プロセス概観における品質保証、A5版 約700P
- ⑯ DFSS(シックスシグマに対する設計)(VDA4の一部を形成) A5版 約130P
- ⑰ 特殊特性(SC)をカバーするプロセス記述書、A5版 約95P
- ⑱ 顧客苦情取扱のための標準化プロセス、A5版 約130P
- ⑲ 車両に民生用電子機器部品を使用時に想定される状況及びリスク分析のガイドライン
A5版 約35P
- ⑳ 自動車用VDA構成部品要求仕様書の標準構造

資料2「新旧の質問表の数の相違」

プロセス要素名		質問項目数		
		旧(第2版)	新(第3版)	
P2	プロジェクトマネジメント	7	7	
P3	製品及びプロセス開発の計画	5	5	
P4	製品及びプロセス開発の実施	9	7	
P5	サプライヤーマネジメント	7	7	
P6	連続生産	26	26	
	P6.1	プロセスインプット	5	5
	P6.2	プロセス順序	6	5
	P6.3	人的資源	3	3
	P6.4	物的資源(材料資源)	4	5
	P6.5	プロセスの有効性、効率、ムダの排除	4	4
P6.6	プロセス結果/アウトプット	4	4	
P7	顧客サポート / 顧客満足 / サービス	6	5	
合計		60	57	

質問表の数が60から57に合計3つ減少した

- a) P4「製品及びプロセス開発の実施」の質問表が9から7へ2つ減少した。
- b) P7「顧客サポート」の質問表が6から5へ1つ減少した。

資料3「新旧の質問表の形式の相違」

1. 現行の質問表の書式

プロセス要素 P7 : 顧客サポート/顧客満足/サービス		
最低限の要求事項/関連事項 :	製品リスクに応じた要求事項及び証拠の想定される例	注記（インプット→アウトプット）及び参考資料
P7.1 QM システム, 製品（納入時）及びプロセスに関し, 顧客要求事項は満たされているか ? *		
すべての要求事項、特に顧客が使用するサプライヤー評価システムに含まれる要求事項を考慮している。	- 顧客との品質合意 - 完了した出荷/製品監査 - 機能チェック - ...	- VDA 1 - VDA 2 - VDA 4 - VDA 6. x

2. 新しい質問表の書式

プロセス要素 P7 : 顧客サポート、顧客満足、サービス	
評価に関連する最低限の要求事項 :	実施例
P7.1 QM システム、製品及びプロセスに関連するすべての要求事項は満たされているか ?	
品質システムにおける社内及び顧客	- 顧客との品質合意書 - レイアウト検査... - ...

3. 概要マトリックス

	P2	P3	P4	P5	P6	P7
VDA2 生産プロセス及び製品承認 PPA				X		
VDA4 プロセス概観における品質保証			X	X		
VDA 新規部品の成熟度保証	X	X	X	X	X	X

表1 IATF16949:2016 目次(抜粋)

- 1.1 適用規格—ISO9001:2015 に対する自動車産業—補足
- 2.1 規定及び参考の引用
- 3.1 自動車産業の用語及び定義
- 4.3.1 品質マネジメントシステムの適用範囲の決定—補足
- 4.3.2 顧客固有要求事項
- 4.4.1.1 製品及びプロセスの適合
- 4.4.1.2 製品安全
- 5.1.1.1 企業責任
- 5.1.1.2 プロセスの有効性及び効率
- 5.1.1.3 プロセスオーナー
- 5.3.1 組織の役割、責任及び権限—補足
- 5.3.2 製品要求事項及び是正処置に対する責任及び権限

- 6.1.2.2 予防処置
- 6.1.2.3 緊急事態対応計画
- 6.2.2.1 品質目標及びそれを達成するための計画策定一補足
- 7.1.3.1 工場、施設及び設備の計画
- 7.1.5.1.1 測定システム解析
- 7.1.5.2.1 校正/検証の記録
- 7.1.5.3 試験所要求事項
 - 7.1.5.3.1 内部試験所
 - 7.1.5.3.2 外部試験所
- 7.2.1 力量一補足
- 7.2.2 力量一業務を通じた教育訓練(OJT)
- 7.2.3 内席監査員の力量
- 7.2.4 第三者監査員の力量
- 7.3.1 認識一補足
- 7.3.2 従業員の動機付け及びエンパワーメント
- 7.5.1.1 品質マネジメントシステムの文書類
 - 7.5.3.2.1 記録の保管
 - 7.5.3.2.2 技術仕様書
- 8.1.1 運用の計画及び管理一補足
- 8.1.2 機密保持
 - 8.2.1.1 顧客とのコミュニケーション一補足
 - 8.2.2.1 製品及びサービスに関連する要求事項の明確化一補足
 - 8.2.3.1.1 製品及びサービスに関連する要求事項のレビュー一補足
 - 8.2.3.1.2 顧客指定の特殊特性
 - 8.2.3.1.3 組織の製造フィージビリティ
 - 8.3.1.1 製品及びサービスの設計・開発一補足
 - 8.3.2.1 設計・開発の計画一補足
 - 8.3.2.2 製品石器の技能
 - 8.3.2.3 組込みソフトウェアをもつ製品の開発
 - 8.3.3.1 製品設計へのインプット
 - 8.3.3.2 製造工程設計へのインプット
 - 8.3.3.3 特殊特性
 - 8.3.4.1 監視
 - 8.3.4.2 設計・開発の妥当性確認
 - 8.3.4.3 試作プログラム
 - 8.3.4.4 製品承認プログラム
 - 8.3.5.1 設計・開発からのアウトプット一補足
 - 8.3.5.2 製造工程設計・開発からのアウトプット
 - 8.3.6.1 設計・開発の変更一補足
- 8.4.1.1 一般一補足
 - 8.4.1.2 供給者選定プロセス
 - 8.4.1.3 顧客指定の供給者

- 8.4.2.1 管理の方式及び程度—補足
- 8.4.2.2 法令・規制要求事項
- 8.4.2.3 供給者の品質マネジメントシステム開発
 - 8.4.2.3.1 自動車製品に関連するソフトウェア又は組み込みソフトウェアをもつ製品
- 8.4.2.4 供給者の監視
 - 8.4.2.4.1 第三者監査
- 8.4.2.5 供給者の開発
- 8.4.3.1 外部提供者に対する情報—補足
- 8.5.1.1 コントロールプラン
- 8.5.1.2 標準作業—作業指示書及び目標標準
- 8.5.1.3 作業の段取り設定検証
- 8.5.1.4 シャットダウン後の検証
- 8.5.1.5 TPM(Total productive maintenance)
- 8.5.1.6 生産治工具並びに製造、試験、検査の治工具及び設備の運用管理
- 8.5.1.7 生産計画
- 8.5.2.1 識別及びトレーサビリティ—補足
- 8.5.4.1 保存—補足
- 8.5.5.1 サービスからの情報のフィードバック
- 8.5.5.2 顧客とのサービス協定
- 8.5.6.1 変更の管理—補足
 - 8.5.6.1.1 工程管理の—時的変更
- 8.6.1 製品及びサービスのリリース—補足
- 8.6.2 レイアウト検査及び機能検証
- 8.6.3 外観品目
- 8.6.4 外部から提供される製品及びサービスの検証及び受け入れ
- 8.6.5 法令・規制への適合
- 8.6.6 合否判定基準
- 8.7.1.1 特別採用に対する顧客の正式許可
- 8.7.1.2 不適合製品の管理—顧客規定のプロセス
- 8.7.1.3 疑わしい製品の管理
- 8.7.1.4 手直し製品の管理
- 8.7.1.5 修理製品の管理
- 8.7.1.6 顧客への通知
- 8.7.1.7 不適合製品の処分
- 9.1.1.1 製造工程の監視及び測定
- 9.1.1.2 統計的ソールの特定
- 9.1.1.3 統計概念の適用
- 9.1.2.1 顧客満足—補足
- 9.1.3.1 優先順位付け
- 9.2.2.1 内部監査プログラム
- 9.2.2.2 品質マネジメントシステム監査
- 9.2.2.3 製造工程監査
- 9.2.2.4 製品監査
- 9.3.1.1 マネジメントレビュー—補足
- 9.3.2.1 マネジメントレビューへのインプット—補足
- 9.3.3.1 マネジメントレビューからのアウトプット—補足
- 10.2.3 問題解決
- 10.2.4 ポカヨケ
- 10.2.5 ワランティ—補償管理システム
- 10.2.6 顧客苦情及び市場不具合の試験・分析
- 10.3.1 継続的改善—補足